



証明書等コンビニ交付サービスの開始

亀山市は、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機から証明書等を取得できるサービスを令和2年2月1日から開始いたします。

対象といたします証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書、課税証明書で、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの全国のコンビニエンスストアの店舗で利用でき、取扱時間は午前6時30分から午後11時まで、年末年始を除いて毎日取得できるものでございます。

専用の通信ネットワークを使用し、偽造改ざん防止処理を施すなど高度なセキュリティの仕組みとなっており、コンビニエンスストアの店員を介さず、安心して証明書を取得できるものとなっております。

戸籍証明書を除く証明書の発行手数料を、窓口での交付より100円低い200円に設定することにより、コンビニ交付の利用を促してまいります。

また、コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードが必要となりますので、マイナンバーカードの普及促進の取組を併せて進めてまいります。

一方、証明書等コンビニ交付サービスを開始することにより、令和2年4月12日（日）から、日曜窓口の受付時間を、現行の午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く。）を午前8時30分～正午に見直すことといたします。取扱業務につきましては、市民サービスの観点から変更はございません。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照いただきたいと思います。